

# 生徒指導規程

呉市立昭和南小学校

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、呉市立昭和南小学校(以下「本校」という。)の教育目標「を達成するためのものである。このため、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から、必要な事項を定めるものである。

## 第2章 学校生活に関すること

この規程でいうきまりとは、「南っ子の約束」「南っ子夏休みのくらし」「南っ子冬休みのくらし」「学級・学年通信(服装、頭髪、学用品、持ち物、携帯電話等について)」等、学校から出されたお願いを指す。なお、各きまりに対して、次の通り、確認及び対応等を行う。

### 【確認】

① 朝の会、朝会時等に、教職員が点検活動を行い、違反児童を確認・指導する。(担任)

### 【対応】

① ルールを守ることの大切さや守る意義等について説明し理解させる。(担任等)

② 同じことを2回違反した場合は、再度厳重注意をするとともに、保護者に学校での指導内容を伝え、指導・協力をお願いする。保護者が来校することが困難な場合は家庭訪問で対応する。すぐに対応できない場合も期限を区切って改善していただくよう約束する。(担任・生徒指導主事等)

③ 違反を繰り返す場合は、個別に厳しく指導するとともに、家庭訪問又は学校で保護者との話し合いをする。(校長、教頭、学年主任、生徒指導主事)

④ 違反の内容によっては、関係機関との連携を図る。

### 【留意点】

① 全教職員が一貫した徹底した指導を行う。

② 全教職員が毅然とした態度で指導を行い、改善を図る。(複数対応をする。)

③ 違反をした児童には、しっかりと理由を聞

くとともに、自らの言動をふり返らせる。

④ 保護者との連携・協議をしっかりと図る。

## (登下校等)

第2条 全学期を通じて、登下校の時刻を守る。

(1) 登校 7時30分から8時10分までに登校し、8時15分には席に着く。

(2) 下校 学年ごとに複数で帰るようにして、下校時刻を守る。

2 登下校は、原則として徒歩とし、決められた通学路を通る。

3 欠席、遅刻、早退する場合は、事前に保護者が学校に連絡する。(連絡帳、電話等)

4 連絡がない場合は、継続して関係機関も含めて連絡をする。(担任又は教頭等)それでも安否がわからない場合は、家庭訪問等を行い、児童の安否を確認する。安否の確認後、保護者に連絡をし、確実に学校へ欠席等の連絡をするように強くお願いをする。(担任・教頭等)

## (服装)

第3条 運動しやすい服や靴を着用する。

2 登下校時は、ランドセルを使用する。

3 校内では名札を付ける。

## (髪型)

第4条 学習の妨げにならない髪型とする。肩にかかる場合は、安全で華美にならないゴム、ピンなどで結ぶ。カチューシャはつけてはいけない。

2 染色・脱色・パーマなど、小学生にふさわしくない髪型はしない。

## (持ち物)

第5条 学習に不要な物の持ち込みを禁止する。(携帯電話、音楽プレイヤー、デジカメ、ゲーム、お金、キーホルダー、シャープペンシル、お菓子等)

## 第3章 校外での生活に関すること

### (外出)

第6条 外出の際は、行き先・目的・一緒に行く人・帰宅時刻を家の人に伝える。

- 2 児童だけで校区外へ行かない。保護者同伴とする。
- 3 お店の出入りは、原則保護者同伴とする。
- 4 川や海で泳いだり遊んだりするときは、保護者同伴とする。
- 5 家の人の許可を得て、友達の家にかかる。(留守宅には上がらない。)

### (安全)

第7条 交通のルールを守る。

- 2 自転車の危険な乗り方をしない。
- 3 1, 2, 3年生は、道路で自転車に乗らない。

## 第4章 特別な指導に関する事

### (問題行動への特別な指導)

第8条 次の問題行動を起こした児童で、教育上必要と認められる場合は、保護者及び関係機関と連携を図りながら、特別な指導を行う。

#### (1) 法令・法規に違反する行為

- ①窃盗・万引き
- ②暴力・威圧・強要行為
- ③建造物・器物破損
- ④飲酒・喫煙
- ⑤交通違反
- ⑥刃物等所持
- ⑦その他法令・法規に違反する行為

#### (2) 本校のきまり等に違反する行為

- ①喫煙同席・喫煙準備行為(煙草等の所持)
- ②いじめ
- ③授業妨害・無断欠課
- ④指導に従わないなどの指導無視及び暴言等
- ⑤カンニング等のテスト中の不正行為
- ⑥家出および深夜徘徊
- ⑦登校後の無断外出・無断早退
- ⑧脱色や染色(茶髪)・パーマ
- ⑨メール等による悪質な誹謗中傷
- ⑩その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

### (特別な指導)

第9条 特別な指導は、児童が自ら起こした問題行動を反省し、安定した学校生活を送ることを落ち着いて考えさせるために、発達段階に応じて、説

論・反省文を書かせる。

- 2 特別な指導の実施の有無、その期間については、概ね半日から1日とする。その期間は事案によっては数日にわたることもあるのでその都度協議する。(担任・学年主任・生徒指導主事・管理職等)
- 3 複数の職員(担任・学年主任・生徒指導主事・管理職等)で指導にあたる。緊急を要する場合は、全ての教職員で対応にあたる。
- 4 特別な指導は、別室(校長室・にじの部屋)にて行い、その後、担任・生徒指導主事等が保護者連絡を行う。  
保護者には学校での指導内容等を伝えるとともに、指導をお願いする。必要に応じて、家庭訪問又は学校で保護者との話し合いを持ち、連携を図る。不要物を預かった場合は、きまりについて保護者と十分に話し合ってから確認し、保護者に返却する。  
(担任・学年主任・生徒指導主事・管理職)  
なお、法令・法規に違反する行為のうち、故意による建造物・器物破損があった場合は、その修復・弁償等にかかる全費用を監督責任者である保護者が負担する。
- 5 特別な指導の際には、指導にあたった教職員(担任・学年主任等)が時系列で記録をとる。
- 6 特別な指導をした場合は、その後の児童の様子を十分観察し、指導にあたる。(担任・生徒指導主事・管理職等)期間は概ね1ヶ月とする。その期間は事案によっては長期間にわたることもあるのでその都度協議する。
- 7 保護者との連携のもと、関係機関や警察等との連携を行う。(担任・学年主任・生徒指導主事・管理職)

付則

この規程は、平成24年4月6日から施行する。

改定

平成25年11月、第9条3, 4の一部を改定。  
平成29年2月、第2章第1・4・5・8条の一部を改定。  
平成30年2月、第2章【対応】②、第9条4の一部を改定。